

# 令和 4 年度事業報告書

特定非営利活動法人 てのひら

## 1. 事業実施の概略

特定非営利活動法人てのひらは、豊橋市を始めとする東三河地域を中心に活動し、障害者の意向を尊重して日常生活及び社会生活を総合的に支援することにより、「障害があっても安心して穏やかに暮らせる」「活力ある地域社会づくりに寄与する」ことを目的とした事業を実施している。

具体的には、障害者の社会参加や自立促進のため、定款第 5 条 1 項 1 号①の事業として、主として視覚障害者に対する就労継続支援 B 型事業を実施した。令和 4 年度に於いては新規で利用登録される方が 7 名、年齢、体調を理由に退所される方が 1 名となり、2022 年度末での登録利用者は 40 名となった。(参考：新規利用登録者 令和 4 年度 7 名 令和 3 年度 5 名 令和 2 年度 0 名)

令和 4 年度においても前年度に続き新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響により、法人事業も様々な影響を受けた。社会経済活動における規制と緩和の繰り返しの影響により作業受注業者からの作業依頼数のばらつきが多く対応に苦慮した時期もあった。また利用者においても 4 名のコロナウイルス感染者の発生、1 名の濃厚接触者の発生等直接的に事業所が影響を受けるケースも発生した。中でも 8 月に発生した感染ケースに於いてはクラスターを防止する観点より、事業所閉所を 8 月 9 日 (月) から 11 日 (祝・木) まで余儀なくされた。未だにコロナウイルスによる影響はあり、今後も懸念されるところであるが、国の指針を参考とした事業所としての方針を徹底させることが肝要と考えられる。

平成 30 年度より開始した株式会社鈴木ゴム商店の東幸における施設外就労をはじめとした作業に於いては、会社より一定の評価を得ており継続し実施でき、コロナ禍に於いても途切れることなく受注出来た。他の業者からの受注量減少の中、変わらぬ受注を得ることができ、作業を通じ利用者の就労意欲、工賃向上及び社会生活スキルの習熟等に途切れる事無く努めることができている。今では施設外に於いて作業を行うことを楽しみにしている利用者

もおり、施設外就労の意義を痛感しているところである。

未だ、コロナ禍に於いての「密」の環境下への積極的な外出は事業所としては控えており、コロナ禍以前のような利用者と共に外出、外食、日帰りの旅行等の活動は自粛せざるを得ない状態は続いている。

就労継続支援B型事業所「陸」は、豊橋市を中心とする福祉関係者からの高い評価と信頼を得ており、人生の途中で病気や事故などで視覚障害者となられた方や他の地域から市内へ転居してこられた方の相談を受けるケースが増加している。令和4年度においては相談のため電話してこられた視覚障害者の中には市役所から紹介されたというケースも何件かあり、障害福祉課も視覚障害に関しては当法人を紹介するというように信頼を得ることができているよう感じる事ができた。

また、豊橋市より委託している視覚障害者歩行訓練事業についても、コロナ感染者の増加等の影響により県域を越えての移動の自粛等、歩行訓練士の確保が困難となったことから訓練を中断せざるを得ない時期があった。しかし、市内の眼科医、病院地域支援部局、関係福祉施設等にパンフレットを配布する等により、訓練を希望する障害者に洩れなく伝わるよう情報発信を絶えることなく継続した。そのためかコロナ禍ではあったものの例年より相談を受けるケースは増加した。ただ、訓練希望利用者の増加により予算超過の恐れもあり、利用者希望訓練数の申請を行えない等、今後訓練費予算の増加等豊橋市に要望の必要性を感じた。

令和4年度においても「障害福祉サービスは、障害者その家族等の生活の欠かせないものであり、感染症が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要である。」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課・事務連絡)この考えを基調とし、コロナ禍においても継続可能な障害者支援を行った。

## 2. 事業の実施に関する事項

### 1) 特定非営利活動に関する事業

#### ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業内容

主として視覚障害者を対象に障害者総合支援法に基づく就労継続支援（B型）事業を実

施した。就労による生産活動に対する報酬（工賃）の財源確保については、多種多様な作業を受注している。就労意欲を高めるため、作業内容に変化を持たせ、それぞれの障害特性に対応できるよう配慮に努めた。

施設外就労においても能率的な作業に取り組めた。また、施設外就労を行える利用者も増え、昨年度より高い工賃を支給出来た。

一方、テープ起こしの作業では、従来の大学からの受注以外にも、弁護士事務所からの依頼もあり、一年を通じ継続して作業を得ることが可能であった。

箱折作業では、新型コロナウイルス感染拡大により様々な社会経済活動停滞の影響により受注量が減少してしまう時期があったが一方、急激に活発となる社会活動の影響を受ける急務な受注等があった。

自主製品等においては新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から一部イベントは中止となり販売する機会を失ってしまっている状況は続いている。また、令和4年度においては豊橋祭り参加料が大幅に増加し、参加を見合わせた。

#### イ 実施時期

令和4年4月1日～令和5年3月31日の平日・祝日

#### ロ 対象者及び利用回数【令和5年3月31日現在】

利用契約者 40人（豊橋市32人、豊川市2人、蒲郡市1人、岡崎市1人  
湖西市4人）

利用延回数 5,772回（1日当たり平均 23.3人）

#### ハ 支出額

53,397,081円

#### ニ 収入額

62,490,922円

#### ② 障害者の社会活動を促進する事業

##### A 令和4年度豊橋市視覚障害者歩行訓練事業

イ 実施時期 令和4年4月1日～令和5年3月31日の平日・祝日

ロ 利用者数等実利用者 8名 延利用回数 30回

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	0	4	3	3	2	1	5	1	1	2	4	0	26

ハ 支出額

278,966 円

ニ 収入額

321,360 円

3 会議の開催に関する事項

(1) 理事会

ア 第18回 理事会

(ア) 開催日時及び場所

令和4年6月3日（月）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面決議にて実施

(イ) 議題

総会提出議案について

- ① 令和3年度事業報告・収支決算について
- ② 令和4年度事業計画・収支計画について
- ③ 任期満了に伴う役員変更について

イ 第19回 理事会

新型コロナ感染拡大防止のため理事各位に書面決議にて実施

(ア) 開催日及び場所

令和4年7月8日（金）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面決議にて実施

(イ) 議題

総会提出議案について

- ① 事業所移転計画について

(2) 総会

ア 通常総会

(ア) 開催日時及び場所

令和4年6月14日(火)

特定非営利活動法人てのひら 事業所にて開催

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部書面決議にて実施

(イ) 議題

- ① 令和3年度事業報告・収支決算について
- ② 令和4年度事業計画・収支計画について
- ③ 任期満了に伴う役員変更について

イ 臨時総会

(ア) 開催日時及び場所

令和4年8月7日(日)

特定非営利活動法人てのひら 事業所にて開催

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部書面決議にて実施

(イ) 議題

- ① 事業所移転計画について